

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号 発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○建築基準法による道の中心線からの水平距離の指定（2件）（建築指導課）	1
◎「高知県電子申請サービス」に係る使用料等の指定納付受託者の指定（会計管理課）	1
◎高知県立塩見記念青少年プラザに係る使用料の徴収事務の委託（ 〃 ）	1
高知県公営企業局管理規程	
◎高知県公営企業局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程	1
高知県公営企業局告示	
◎高知県立幡多けんみん病院に係る病院事業料金の収納事務の委託	2

告 示

高知県告示第195号
建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第3項の規定により、次の道の中心線からの水平距離を1.8メートルに指定する。
令和5年4月1日

高知県知事 濱田 省司

土佐市宇佐町宇佐字新在家2251番地先から2287番3地先に至る延長180メートルの道

高知県告示第196号
建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第3項の規定により、次の道の中心線からの水平距離を1.35メートルに指定する。
令和5年4月1日

高知県知事 濱田 省司

- 土佐市宇佐町宇佐字新崎浜2753番81地先から宇新在家2290番2地先に至る延長235メートルの道
- 土佐市宇佐町宇佐字新在家2270番地先から2273番2地先に至る延長37メートルの道

高知県告示第197号
地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき指定納付受託者を令和5年4月1日に指定したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。
令和5年4月1日

高知県知事 濱田 省司

指定納付受託者		指定納付受託者に納付させる歳入	指定期間
事務所の所在地	名称		
大阪府大阪市北区大深町4番20号 グランフロント大阪タワーA	株式会社エフレジ	「高知県電子申請サービス」によるインターネットを利用して納付される使用料及び手数料並びに実費を勘案して定めた費用	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

高知県告示第198号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき高知県立塩見記念青少年プラザに係る使用料の徴収事務（調定事務を除く。）を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月1日

高知県知事 濱田 省司

委託した者		委託の内容	委託期間
事務所の所在地	名称		
高知市中秦泉寺365番地2	特定非営利活動法人たびびと	高知県立塩見記念青少年プラザに係る使用料の徴収事務（調定事務を除く。）	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

公 営 企 業 局 管 理 規 程

高知県公営企業局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年4月1日

高知県公営企業局長 笹岡 浩

高知県公営企業局管理規程第9号
高知県公営企業局職員安全衛生管理規程の一部を改正す

別記

第1号様式（第12条関係）

作業主任者選任報告書

年 月 日

総括衛生管理者 様

所属長

次のとおり報告します。

作業の名称		
所属	名称	
	所在地	
	作業従事職員数	人
作業主任者	職・氏名	
	生年月日	年 月 日（ 歳）
免許又は講習の別	区分	免許（ 級） ・ 講習
	免許証又は修了証の番号	第 号
	免許証又は修了証の交付者	
選任年月日	年 月 日	
作業設備の概要等		
参考事項		

- 注 1 この報告書は、作業の種類ごとに提出すること。
2 「作業設備の概要等」欄は、作業設備の規模及び作業量を記入すること。

別記第2号様式及び第3号様式中「☐」を削る。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

公 営 企 業 局 告 示

高知県公営企業局告示第3号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき高知県立幡多けんみん病院に係る病院事業料金の収納事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

令和5年4月1日

高知県公営企業局長 笹岡 浩

委託した者		委託の内容	委託期間
事務所の所在地	名称		
東京都千代田区 神田駿河台二丁目9番地	株式会社日本サポートサービス	高知県立幡多けんみん病院に係る病院事業料金の収納事務	令和5年4月1日から令和9年3月31日まで